

平成28年9月5日（月曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成28年第3回松島町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育次長	櫻井光之君

- 〃 第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 8 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
 - 〃 第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 8 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 1 号）につい
て
 - 〃 第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第 1 号）
について
 - 〃 第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
 - 〃 第 2 2 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町 XXXXXXXXXX さんであります。

本日の議事日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番後藤良郎議員、6番小幡公雄議員を指名いたします。

日程第2 議案第64号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第64号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第64号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第65号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第4 議案第66号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

日程第5 議案第67号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について

日程第6 議案第68号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更について

日程第7 議案第69号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第8 議案第70号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

日程第9 議案第71号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について

○議長（片山正弘君） お諮りいたします。

日程第3、議案第65号から、日程第9、議案第71号までは、富谷町の市制移行に伴う規約の変更に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決めております。

よって、関連がありますので、質疑については一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、質疑なしと認めます。

質疑については、一括議題とする旨を決定いたしました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） ございませんね。質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第3、議案第65号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第65号宮城県市町村職員退職手当組

合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第66号宮城県市町村自治振興センター規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第67号宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第68号吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町

村組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第69号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第70号宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第71号仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを議題といたします。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第71号仙台都市圏広域行政推進協議会規約

の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第72号 指定管理者の指定について【三十刈避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第72号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） それでは、72号指定管理の三十刈の避難場所のところで質問いたします。

実は、先日の台風10号で避難勧告が出されまして、私たちに資料が示されました。そのとき、海岸地区においては2カ所を避難施設として開所されたわけでございます。そのとき、三十刈もその避難場所になったということで、皆さんにお披露目する前にあそこのところを避難場所というふうになった。私も初めてあそこに行ってみまして、9時ちょっと過ぎにまず行ってみたら、職員さん2人いまして、それから中に入ったら、うわあ立派だなと、そうしたらクーラーも入ってましてね、すごくここに避難するんだったらいいだろうなということで見えてきました。そして、その後、またお昼過ぎにも行って見ました。そのとき、三十刈にはこの資料に示されておりますけれども、27名の方がゆったりといらっしやいまして、そこには当然ざっと車が並んでおりましたけれども、すごくいいのかなというような思いで見えてきました。そして、その次に第一小学校のほうに、これは関連になりますけれども、あそこも避難場所になっておりましたので体育館のほうに行ってみました。本間課長を初め3人の職員の方がいらっしやいました。それで壁側のほうにずうっと皆さん並んでおまして、そうしたら、ラジオが聞こえていたんですね。ああラジオで放送されているなというようなこと、そうしたら、町民の2人の皆さんにラジオもいいんだけど、私たちここに何時間いるかわからないんだけど、できたらテレビ、そういう情報やなんかあるのがいいなあというような意見を2人から聞いたんですよ。それで、当然体育館ですから、テレビやなんかの設備はないというのはわかります。それで、三十刈のほうにはテレビがありまして、そこで皆さん見ていた方が何人かいらっしやいました。逐一情報を視覚でもって見ると、それで体育館のほうは聴覚ですね、ラジオですから、そういう中で、もし今回は6時に閉鎖しましたので、その前にお帰りになった方がいらっしやるかと思えますね。万々が一もつとつと夜通し日をまたいで夜もそういうところに避難する場合ですね、やはりああいうところにはテレビ、そういうものも必要ではないのかなと、将来そういうことを町民の皆様も私も感じたんですね。そういう中で、新しくなっている避難場所にはテレビが設置されているところがほとん

どなんですけれども、こういう体育館系統ですね、そういうところの皆様に対する情報、テレビやなんかのですね、そういうのをお考えになるということはございますでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 議員おっしゃるとおり、新しい避難所につきましては新しい備品としてテレビは設置しておりますけれども、指定避難所として地域防災計画に掲載しております体育館等ではテレビは設置しておりません。昨年の9.11の大雨でも避難された方から音での情報ではなくて、映像等の情報が必要だということの声をいただきました。そういうこともありまして、今後テレビがない避難所につきましては、整備の方向で進めておりましたので、今後の整備状況で進めさせていただくということです。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大変ありがとうございます。

そういうふうになれば少しでも、皆さん本当に情報が知りたいわけですね。そういうことで、ラジオよりはテレビのほうがいいのかというようなことで、なるべく早く設置の方向で考えていただきたいなと思っております。

それから、三十刈の避難場所に行きましたら本当に立派なんですよ。すばらしいなと思いつつながら、広くて。

それで、あそこの今利用料金のことなんですけれども、3番目、ここに個人的に利用する場合は次のとおりとする。冠婚葬祭に利用する場合、これは正規にいただきますと、こういうふうになっております。あとは地域の共催または後援によらない場合。それで、あそこのところは今ちらっと見たら、松島には葬祭会館というのは3つありますから、だからなかなかそういうところは利用しないかなと思いますけれども、もし手樽でもなんでも、今、手樽の人もみんな会館使ってご葬儀やっております。それであれだけ立派な会場になりますと、あそこで葬儀でもなんでもできるんじゃないのかなと、低料金になるのかなと、そういうようなことちらっと思ったんですね。そういう場合、利用料金は当然準じてそのままの利用料金になるかなと思うんですけれども、その辺そうすると24時間、あそこをずっといくと三十刈の場合は部屋料6,000円になって、それから電気量が1万2,000円になるとか、そういうふうになります。でも民間の会館を使うよりは安いのかなと、それから葬儀屋さんに払う分と、そういう中でこの辺の冠婚葬祭、仮にですよ、お使いになった場合、町民が使うということになりますから、その辺の減免はいいかなと思いますけれども、減免のような対象とか、そ

ういうことは考えられませんか。どうなのでしょう。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この三十刈の避難所にこういう文言書いていますけれども、これは以前から避難所もしくは集会施設等に記載されているものをそのままここに運用しているんだと思うんですよ。実際にではどうなんだという、正直どうなのかなと、使う方がですね。私個人的には、三浦で1カ所、三浦集会所で三浦の方が亡くなって当然いろいろ家庭で困っている方だったので、そこを使ってやったらいいんじゃないかということで、三浦ではやった経緯はありますけれども、余りよそではやったというのは聞いていませんが、そういったことでここに載せているんだらうと、それで料金表を見て今度葬祭会館のほうとどうのこうのということでの検討はしたことがございませんので、多分そのまま載せているんだらうと思います。

それから、先ほどの色川議員の体育館のやつですね。私も台風10号では避難所も見ましたが、基本はラジオなんです。ですから、体育館であれどこであれ、ラジオはちゃんと云々というのは朝確認しましたけれども、やっぱり停電を想定すると。ですから、台風10号のときも前日にこれだけの大型台風が来るようだと、宮城に上陸するようだと、実は前日の会議で停電も想定して物事は動くようにという指示はしております。それで、当然中山クリニックは発電機1台備えつけておけよと、極端なことを言えばですね。これはこの間の3.11で経験していますので、あそこでいろいろな患者さんがどうしてもその日透析になっている方は命にかかわるといことも聞いていましたので、水と発電機はあそこは必需品と、あそこだけでなくて病院はまあ、そういうこともあるんだそうです。手配だとかですね。ですから、そういう発電機の手配とかそういったことは当然しましたけれども、当然停電を想定すればラジオということ想定できるんだらうと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まさに町長が言われるとおり、停電、大災害のときはそういうことが当然ある。だからラジオと、そういうことになると思うんですね。今中山クリニックの話も出ました。あの当時町長は議長だったので、当然、逐一あの情報、本当に命にかかわる、院長先生は日参して何とかしてけろと頼んでいた姿、今町長に言われてまざまざ思い出しましたけれども、そういう状況がいっぱいあるわけです。でも今回の場合、危機管理監がこういうテレビのことも考えていきたいというようなこともありますので、校長室とかなんかで学校にあるテレビ、それが移動できるような体制に配線か何かわかりませんが、設置して

おけばそういうことも考えられるのではないかなと、こういう思いの中で質問しているわけですので、利用している方、そういう方に少しでも快適に過ごしていただければという思いの中で質問させていただきましたので、その辺対応お願いしたいと思います。

それから、まさに冠婚葬祭、ほとんど今会館なので、ただ、今町長言われているように会館も使えないという方がいらっしゃるかなと思います。大変な状況の中で、そういうことであいうところ本当に立派な施設なので、それから地区にあるので、皆さんが歩いても行けると、低料金だと、そういうことがあるので、もし、その辺のこと将来的に考えていただければという思いの中で質問しているわけで、そのときはどうなんでしょう。もう1回。これで終わりますから。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この項目に載せている、ここに限定するわけではなく全避難所、集会所に統一した表現の仕方なんですけれども、形的にもしかしたらそういうことがあった場合には、対応できる形をとらせていただいています。ですから、そのときの状況もあります。ただ、そこに飾るものとかいろんな附属するものもありますが、一応そういうことに耐えられる、あった場合相談に乗れるということで項目を挙げさせたということでご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私のほうから、実は、72号、73号続いて指定管理者という議案ですので、どの時点か迷っていましたが、最初に72で、73にもかかわってという理解で聞いていただければと思います。

まず、質問であります。松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例に示されている施設等、現在まで、今回で60号に上がったものも入れますと11。この後も二、三続いて避難所設置ということになっていくと思うんですが、その避難所等に対しての指定管理者の指定を今回議案という形で上げているわけなんですけれども、この指定管理者側から見た場合でございますが、要するに行政区が指定管理者になるわけですね。そういった場合に、その行政区に対しての説明等のあり方で、特に管理業務の計画書の5項目に挙がっています災害時事故発生時の対応等についての部分であります。この解釈の中で、事故が発生したとき、事故でも自然による災害等で起きた事故、あるいは人為的で利用者、あるいは施設管理者等がみずから犯した場合、あるいはまれなケースでしょうけれども、犯罪者がこの場合窃盗、泥棒等ということが想定されますけれども、そういった人為的な災害等を指してみたときに管理責任

者から指定管理者に連絡が行き、指定管理者いわゆる行政区が町に状況を報告して必要な町からの指示を受けて対応するというふうに書かれていますよね。そして、また災害時は施設を巡回し、被災したときは同様に報告を行うというふうに指定管理者側に町から指定管理者になっていただくための項目としての対応等をこの5項で描いているわけですが、ここからが質問なんです、もし万一事故等が発生した場合にはケース・バイ・ケースではあろうけれども、費用負担の考え方について町はどのように捉えているか。要するに費用負担については、自然災害等起きた場合にはこれは市町村の災害共済、物件保険等の補償共済か何かに加えられるんでしょうけれども、そういったもので対応するということだと思えるんですけどもね。その辺の確認をまず第1点目させていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 施設にもし災害とか事故等で破損とか損傷が生じた場合には、2万円以上費用がかかるようであれば町のほうでの負担ということでやっておりますけれども、それ以下の損傷による修理ということであれば地区のほうでやっていただくというような内容になります。

あと、こちらの損害補償なんです、町で町内全域で事故等が発生した場合に補償される補償で対応できるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 今お聞きすると、自然災害的な部分で、指定管理を受けた上での通常の管理行為上で問題発生していなくて、あくまでも風雨害等で施設が破損、毀損された場合においてはそういった災害補償保険等によって町が見るという理解でよろしいんですね。ということを確認しておきたい。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 町で共済に加入しておりますので、そちらのほうで補償ということで対応させていただくようになります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今回72号、73号はあくまで今後10月1日を起点としての半年間ということですから、来年4月1日からは同列で他の9つか、合わせて11の避難所と同様に指定避難の提案ということになっていくんだと思いますね。そこはわかりました。

次に、今答弁で触れたようでしたけれども、この後の収支計画書に載っている収入項目のその他の収入の指定管理料の算定について、多分私聞いているんだと思いますけれども、今一

度再確認の意味で例えば72号のケースでは9万と見ています。松島区域として。その捉え方、町側で捉えているのか、あるいは指定管理者を受けた側で捉えているのかも含めて確認の意味で聞かせていただけませんか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） この収支の作成につきましては、地区のほうでベースをつくっていただきまして、その中で町も入りまして協議はさせていただいた中でこのような数字を出しているわけなんですけれども。（「根拠」の声あり）根拠、指定管理の中身の根拠につきましては、三十刈避難所につきましては上水道、下水道、電気量の基本料金を6カ月間分見せていただきまして9万円という内容になっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今、答弁いただいたようにあくまでも光熱費等の基本料金、上下水道を含めた部分で6カ月間の見込みということで指定管理料を算定されているということですね。万に一つ、指定管理を受けてから管理運営していく中で、大幅な赤字が出るケースもあるかもしれませんが、町側としては1年間あるいは指定管理期間中における、いわゆる監査行為というんでしょうか、指定管理者側だけにおける監査行為ではなくて、町側が突発的にというか、あらかじめ指定管理者のほうに対して経営的なこと、あるいはそういったことで施設の管理者訴え等を踏まえて監査的なことを入るという考え方はお持ちではないんでしょうか。その辺の確認をさせてほしいんですが。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） 施設の管理者側から年度末に実績報告ということで報告いただきまして、その途中の中間では町のほうでは特段経営の内容には特に触れずにということになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） あくまで年度末、出納閉鎖後における各指定管理者側から出された経営実績の報告等をもって管理をしているかの判断をするという状態ですね。そういうことでの理解でいいですね。その際に、なおもって何か不都合等があった場合、いわゆる再度5項目のほうに戻っていただくと、そういった事故等があった場合として、町は保険適用等があった場合もそうですが、私ども議会に対してその指定管理の状態が不都合な状態、事故等が発生しているということになったとなれば、その対応のあり方をもって議会に報告、あるいは専決等があり得るという理解もあわせて理解しておいてよろしいんですね。そのような理

解でよろしいかということを確認しておきたいんですが。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） いろんなケースがあるかと思います。今、枠が広がって例えば災害とかが起きたときに何かあって、その避難施設が何か崩れてきたり、壁がぶつかって何かになった、そういう事故もあるかもしれない。また、人的事故もあるかもしれない。そういうときに、雨が降ってきたりとかですぐ対応しなければいけないという場合には先ほど言われたように額的なものは当然あるんですけども、そういう場合のものについてはすぐに対応しなければいけないときは議会に報告するなり、場合によっては専決するなり、予備費を使うなりと、内容によって、ただし、予備費を使っても何しても事後報告になったりはしますけれども、議会に対してそういう報告をするという形にはなろうかと思います。その内容によるかもしれませんが、そういう対応になっていくのではないかと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第72号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 指定管理者の指定について【三浦避難所】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第73号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第73号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第74号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 74号、今回は草刈り業務の中でこういう事故が起きたというようなことでございます。二小ということですが、三瓶さんでいいんですか。三瓶さんは、先生なんですか。先生ですか。保護者ですか。学校関係、どんな感じの人なんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井次長。

○教育次長（櫻井光之君） めいごさんを迎えに来た親御さんの弟さんでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） おじさん。この草刈り業務をやっていた方は学校の先生ですね。定期的にこういう業務をやっていると思いますが、この場所というのはやはり安全確認の中で、わあっとやっているから車が着いたときわからないこともあるかもしれません。そういう中で常に安全管理ということは当然あるかなと思います。そして、草刈り業務は当然石とかなんかばんばんとはねる。そこにはほかの車はなかったんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） まず、この除草作業をしていた方なんですけれども、第二小学校の用務員の方で、町の臨時職員であります。それから、除草作業をしていた状況ですけれども、体育館の部分の駐車場があるんですけれども、その駐車場と体育館のへりの部分をひもの草刈り機械で、事故に遭った車はちょうど背中にありまして、後ろがちょっと確認不足だったと、それでひもでへりをやっていたので、後ろに下がりながら草刈りをしたと、草刈りを行っている方はご存じだと思うんですけれども、それで注意をするのを怠ってしまったという

ことで、大分車両には石が飛んだみたいです。私も車両を見させてもらいましたけれども、側面に大分ひどい石の飛んだ跡が横全体といったほうがいいのか、残っていました。運転なさっていた方も迎えに来たものですから、車をとめて、その中で時間になるまで待っていたみたいです。飛んでいるよと言ったんですけれども、エンジンの音で聞こえなかったみたいです。そういったこともありまして、今後はそういった作業をする際には十分に車両に対して注意をしてほしいということと、とまっていた車はこの1台です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回この車1台、被害に遭われた方は本当にお気の毒、本当に申しわけないなど、学校側の不注意かなということもありますが、この場合の補償が今回出たわけでございますが、この場合も保険を掛けていた町の損害補償の中の1つでこれを掛けていたわけですか。どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 町の公共施設、道路も含めさまざまなものありますけれども、こういったものに対して全国町村会総合賠償補償保険制度というものがありまして、この中に賠償責任保険の範囲があるんですけれども、1つに町村等が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵に起因する偶然な事故とか、町村等の業務遂行に起因する偶然な事故という範囲があります。これらが対象になるものとして、学校教育業務というのが入っています。これに照らし合わせまして、事故が起きたその日、総務課のほうにぜひこの窓口のほうに確認してみてくださいないかということをお願いし、精査していただいて該当するという回答をいただいて今回の議案提出になっているということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。

補正予算の5ページにも14万9,000円、歳入として載っておりますのでわかりました。

それから、こういうことはやっぱりあってはいけない。そういう中で今までも業務の最中に車がぶつかったり、そういう和解とかなんかありますけれども、こういうことで人身ということは今まで経験なかったと思いますけれども、こういう業務で人身の事故はあったんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 過去に私が言っているかどうかあれですけれども、私が建設課のとき、道路の突起物で転んでけがをして骨折したおばあさん、石巻の方でしたけれども、この

方に対してもこの保険制度を活用し、病院にかかった費用を負担させていただいたという事案が過去に1回はあります。教育委員会の施設の中で人身事故があったかということ、私のほうについてはそういう話を聞いた報告もないですし、書類も見た覚えがないので、学校の中ではないと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 草刈り業務は本当に危険な部分がありますね。議員の皆さんも農家をやっている。私もたまに草刈りやるんですけども、やっぱりけがをしたとか、そういう人たちの話よく聞くわけですね。他人様にそういう危害のないような注意喚起はちゃんとなさっていると思いますけれども、なお一層その辺のことを留意しながらご指導いただければと思います。これは教育委員会ばかりではなくて、全課ですね。そういうことでよろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） ちょっと関連するのでお聞きしたいんですが、今色川議員さんが言っていたように何回か公用車で事故があったということで和解とかあったように出ていたんですが、これも同じ市町村賠償保険を使っているのでしょうか、違うのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 同じ保険でございます。

○議長（片山正弘君） 高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） そうすると、この保険は掛金が高いかどうかかわからないですけども、使っても保険料が上がるというのはないということをお聞きしたのですが、間違いはないでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりでございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第74号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 財産の取得について

- 議長（片山正弘君） 日程第13、議案第75号財産の取得についてを議題といたします。

本案については、高橋幸彦議員の一身上に関する事件であると認めますので、地方自治法第117条の規定について高橋幸彦議員の退場をお願いいたします。

〔7番 高橋幸彦君 退場〕

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番赤間幸夫議員。

- 2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうから1点でございますが、事業の進捗に伴ってさらに財産の取得はあり得ないのかというところのお尋ねをさせていただきたいと。見ていますと、今回はのり面であったり道路交差部分であったりしていることから今後施工が進んでいくにつれてさらに影響範囲が広がっていった想定した範囲の用地取得、財産のみだけでは足りなくて、例えばこれからのり面を切っていったことによって土質形状、そういったものがわかってきてさらに買い足しをしなければいけない、のり面の安全角度をさらに安全角に下げなければいけないということがあって、区域を広げなければいけないということは今後は想定あり得るのではないかと私、質問者からは見られるのですが、その辺はどうなんでしょうかというところのお尋ねでございます。1点です。

- 議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

- 建設課長（赤間春夫君） 今回の用地買収につきましては、詳細設計まで完了しております。

また、のり面も切り土が1割、盛り土が1割8分という形で安定勾配をしっかりとっておりますので、工事が始まってからよほどのことがない限り追買という形は見込んでおりません。以上でございます。

- 議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。今野 章議員。

- 8番（今野 章君） この後の補正予算でも根廻線の関係も用地費あるいは補償費等が出てくるんですが、改めて全体事業ですね、根廻側と磯崎側とあるんですが、どのぐらいになるの

かお聞かせをいただければと、そのうち用地費がどのぐらいになるのか教えていただきたい
と思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず磯崎側になりますけれども、磯崎側につきましては、今工事発
注しておりまして、JRを含めない工事としましては、今年度いっぱいぐらいで終わる予定
になっております。

あと、JRと今協議中のごさいまして、橋につきましても平成30年度までには終わらせたい
と考えております。

あと、美映の丘の部分、一部交差点まで舗装になっておりませんが、JRの取りつけ
部分とその舗装工を同時に平成30年度までには終わらせたいという形で美映の丘から県道側
までは平成30年完成を見込んでおります。

あと、本案件であります根廻側につきましては、用地買収につきまして今年度である程度め
どをつけたいと思っております。2名ほど用地買収、契約に時間を要する人がおりますけれ
ども、その人を含めないでは今年度中に終わらせたいと考えておりまして、工事も12月ごろ
から工事に着手していきたいと思っております。最終的にはこちらも同じように平成30年
後完成を見込んでおります。こちらの根廻側の事業費につきましては、全体で18億8,000万円
となっております。用地なんですけれども、用地費につきましては、全体の面積で6万9,577
平米、地権者49人、筆数が105筆、これは元地番で105筆となっております。用地費全体で1
億4,000万円ほどを見込んでおります。

これは7月の臨時議会でも説明しておりますけれども、そちらから若干、排水の流末管渠の
用地分とか足しましたので、金額は変わらないんですけれども面積が若干変わっております。
以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 18億8,000万円程度ということで、その財源の中身ですね、どんなふう
になるのか教えてください。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業で実施しており
ますので、それとプラス震災復興特別交付税となりまして、そちらのほうで対応になってお
ります。震災特交の部分の95%という形になっております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それで、今回用地買収して道路法線ですね。見せていただいているわけですが、道路の冠水時の道路排水、これは最終的にどこに、何カ所か流すんだと思うんですが、どの地域に流していくのか、その辺はどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路の排水につきましては、美映の丘側から行きますと、あちらのほうは盛り土がかなり多い部分となっております。国道側のほうは切り土が多い部分となっておりますが、国道側のほうは国道のほうに流れるのが主かなと思いますし、美映の丘側から行った運動公園裏手あたりが今見込んでおりますのは、華園のほうに抜ける部分が出ます。あと、運動公園側は運動公園の反対の田んぼのほうに抜ける部分が出てくるという形で考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今回の用地買収のかかわりでいわゆる割波山ですかね、そのあたりも用地の関係で入って道路がぐっと法線上、割波の上部のあたりといいますか、そのところにあるということ、大分こうやって土地を削って造成するということになると水の出方も早くなってくるということで、割波地域の排水の能力との関係で心配もするわけなんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 美映の丘側から上がった部分の割波地区側に流れる部分というのが、町道の運動公園の前の町道がありますけれども、交差点部分から今トマトの水耕栽培をやっているところに行って道路が切れている部分の間の道路部分に降った水が全部流れるという形で割波のほうに行くという形になります。そちらのほうも流量とか計算いたしまして、下流の流末まで計算して大丈夫だということで確認はしておりますが、なおもう一度その辺は確認はさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 華園から割波にかかる沢になっているわけだね。今後華園側から松の杜団地に向けてもう一本道路をつくるという計画もあって、言ってみれば今現状で遊水機能を果たしているような田んぼの部分が埋まっていくということにだんだんくなっていくわけですね。この計画でいくとね。そうしますと、割波地域の排水との関係でどうなんだろうかと、下流部のほうはもう都市下水路といいますか、側溝といいますか、そういう部分の大きさは決まっているわけなので、上流部でこういうことが起きてくると水の流出の速度というのは

速まってくるわけで、本当に大丈夫なのかと言いたくなるわけなんです、その辺についていかがですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 先ほど申しましたけれども、当然流末の水路も考えて用地のほうは取得しておりましたけれども、そのまたさらに流末も考えなければならないと思っております。設計は今進めて完了しておりますが、もう一度確認させていただきまして、また水道事業所さんのほうもデータいただきまして、その辺はもう1回確認していきたいと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、これからできあがっている都市下水路等を広げるというのは割波の地域はかなり難しいのかなと思っているんです。それでちょっと多目の雨が降ると意外と水路いっぱいの水になって流れている状況もあるのかなと思って見えていますので、ぜひその辺も考慮した上で今後の事業というものも考えていただきたいと思いましたので、質問をさせていただきました。

それから、詳細設計までやってここで言うのも申しわけないんですけども、道路の法線というのはここで盛り土をしながらやる事業になるわけですが、現道といいますか、いわゆる華園の道路から細い山道の道路ありますよね。言ってみれば峰伝いに走っている道路。この道路を活用というふうにはならなかったんでしょうか。そのほうがお金もかからない気がするんですが。どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 都市計画道路となっておりますけれども、線形は1回入れているということで、その線形に倣って近づけるような形で計画を入れております。どうしてもこういう大きい幹線道路になりますので、カーブの関係とか縦断勾配の関係とかの部分がありますので、今の現道のほうに近づけてしまいますと、線形がうまくとれないということがありまして、その辺で現計画の都市計画道路に近い形で設計を入れております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） もう1つは、この都市計画道路ということで非常に幅の広い道路、大型の車両も今後通行するということになっていくのかなと、早ければ平成30年度ででき上がるという見通しでやるわけで、団地の中も走ると、言ってみればね。住宅地の中も走るということで、騒音対策なんかはどうなるんでしょうか。そういった場合。その辺どうですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 騒音対策につきましては、今のところ計画というのはありませんけれども、その辺も団地の中の部分ですね、もう一度設計というか、計画を考え直してみたいと思っております。今のところは計画ありません。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひ苦情が出る前に対策ということで、どの程度車両が通るのかということもあるかと思えますけれども、ぜひ1つ考察の中に入れて、考えていただければと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第75号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

高橋幸彦議員の除斥を解きます。

〔7番 高橋幸彦君 入場〕

ここで、議事運営上若干の休憩に入りたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第14 議案第76号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第76号平成28年度松島町一般会計補正予算（第4号）に

ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

では、おおよそ5点ぐらいにわたりますけれども、第1点目でございますが、2款1項13目高城コミュニティセンターの隣接家屋への落雪防止対策ということでございますが、完成してこれまで使っておられたんではなかったかなと思います。完成する前にこういったことはあらかじめ想定に入っていて仕事を進めてきたんではないのかなと思って再確認の意味で、要するに隣接の方からこれではとても怖くて仕方ないよという話をいただいたがために今の時期での補正という形なんでしょうか。その辺まず第1点確認させてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 供用開始しましてから大雪が降りまして、それが隣接する家屋にも入ってしまっていることをご迷惑をかけているということで、普通の一般家庭で使っているような雪どめはあったわけですが、それではちょっと足りないのであろうということで、豪雪地帯で使っているような防雪ネットというのがあるんですが、それをつけることが正しいのではないかとということで、今回補正で提案させていただきました。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 数字的には120万円ほど計上いただいているわけでございますが、当然民家との海岸方向に向かって縦の間口相当に対して何カ所くらいを想定しているんでしょうか。描いているものがあれば教えてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 箇所数というか、お手元でございます主要事業説明資料の中の雪どめネット設置ということで、縦断方向にずっとこのネットを張るということでございます。右下に部材の写真がございますが、こういったものを張っていくということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 次に移ります。

次が、3款1項5目になります。介護保険の部分でございますが、第7期の介護保険事業計画策定のため、当然あわせて高齢者福祉計画も同じようにつくられたということなんです。事務費を今回補正するというところでございますが、私自身も経験上からちょうどいいタイミングでこういった形で進められるんだろうなという私なりのイメージはできるんでございま

すが、今担当課としてここで補正を認められて、来年12月ぐらいまでの間でいろいろと町民の皆様にも、もちろんその前に町議会にある程度の外郭というか、でき次第タイミングを見計らって報告いただいたり、内容を説明いただくという見通しを立てて描いていると思うんですが、その辺の考え方がもしおありでしたらお示しいただけますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 第7期の介護保険事業計画でございますが、今年度8月に介護保険の運営協議会をいたしまして、今までの進捗状況、また新しく始まる総合事業の考え方等をお示ししております。それで、今年度にニーズ調査のほうを今回の補正でそのとおりに通していただければ早速準備に入りまして、その取りまとめに多少時間がかかりますので、来年度は国の動向を見ながら一番最新の情報を入れた形の介護保険事業計画、また一番利用者さんが使うのはガイドブックでございます。ガイドブックでケアマネジャーも事業所さん、家族の方も介護保険制度についてご理解いただきながら使うということで、それもあわせてつくりたいと思っておりますので、来年度こちらの議会のほうにも全協とかいろいろなところで素案等をお示ししながらご意見いただきましてつくってまいりたいと思います。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かにいろいろ情報的に耳に入ってくるのを寸借させていただくと、もう既に2市3町では総合事業を開始しているところもあってという状況ですし、もっと見てみれば平成27年度を初年度として3カ年で第6期が進んでいるちょうど中間の位置に来て、もう第7期に手をかけるという状況ですから、当然第6期の反省点とか、あるいは総事業等費、あるいは介護保険料費等を見て分析しながら進めていただくのと同時に進行するんだろうと思うんですけれども、その辺やはり町民に向かってはある程度、特に介護保険料の推移的なものは年々増高の一途をたどっていますからね。その辺の理解のためには去年でしたか、パブリックコメント等いろいろやられて第6期進んだわけでございますが、そういった町民に向かっての情報提供する場面を少し早めていただくなりして進めていただけたらなというところの思いで質問させていただきました。なお、答弁は必要ありませんけれども、そういった流れでぜひともタイムリーに議会あるいは町民の皆さんにお披露目いただくと助かるということをお願いしておきます。

それから3つ目でございます。

6款3項4目に当たりますけれども、いわゆるJR仙石線の軌道への影響を考慮する解析が

必要ということで、古浦漁港の防潮堤整備工事に当たってということでございますが、あくまでJRさんの側と常に細かな設計打ち合わせ等をしながら、今回は詳細設計に係る経費を計上しておられますけれども、そういったところの流れでやっておられるんだと思うんですが、その辺再度繰り返しではありますけれども、町側とJR仙石線側の工事担当と指導監督する側との関係でのお話をいただけたらと思います。よく見えない点があるんですね。なぜ事業者である松島が一手に全部やられていくのかなというところも含めてなんですけれどもね。教えていただけますか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 古浦の防潮堤につきましては、JRに近接するという箇所、当初は事業自体が平成25年から平成27年で防潮堤を建設するというで考えておりました。しかしながら防潮堤を建設する場合には海岸保全区域の指定をしなければならないという形で、その指定が県全体で国に申請をするということで、松島の場合は指定区域はまとまっていたんですけれども、北のほうでなかなかまとまらないということで、申請がおくれております。

JRは開通する前、平成26年までであれば近接工事でも何も必要なしで工事をやっていいですよという話もありましたけれども、その関係で工事がおくれたことからJRの近接工事もしくは受託工事という形になったものであります。

JRに受託工事をお願いしたいということで交渉を進めてまいりましたけれども、JRもいっぱい工事を抱えているという形がありまして、受託になりますと平成30年以降の工事となるのではないかとということで受けましたことから、近接工事でやらせてくださいということで今回協議を進めてまいりました。

近接工事ですと町の工事発注になりますので、町の都合のいいときに工事ができるという形になっております。近接工事をやるに当たりまして、町のほうではJRと近接の工事の打ち合わせもしてきたんですけれども、くい打ち機械どうしても入るものですから、くいが19メートル、一番長いもので図面の横断図にもありますけれども、最長で19メートルのくいを打たなければなりません。ということはくい打ち機械が倒れますと、JRの営業に支障となるということで、その辺を気にしながら協議はしてきたんですけれども、最終的にくい打ち機械というのはかなり重いものになります。あと、打つ作業時にJRは営業線ですので、線路に影響があると困るということでその辺の詳細な照査設計をお願いするという形で言われたものであります。同じくくいを打ってから防潮堤の基礎部分も掘削が入りますので、その掘削の影響が線路に出ないかという照査設計をしてくださいと、それを確認とれないと近接工

事扱いにはならないですよということで、今回詳細設計をするものであります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） よくわかりました。私も今赤間課長から説明いただいた内容でたしかJRさんが主体的にという動きでいたのものが、町がどうして主体的になる、交代になる、それはあくまでも受託工事としてJRさんのほうにお任せすると平成30年以降になってしまうと、それでは私どものほうの一刻も早く安全性への確保ということが描かれる中では少しでも早くという意味でやはり進めたいということなんだろうなということで理解できましたので、わかりました。

次に、8款5項5目街路事業費でございます。ここの部分では先ほど根廻磯崎線絡みで今野議員さんが質問されてお答えいただきましたけれども、あの路線、総延長に対して団地部分というかその外周部分を走るということ、それから地形から見たときにその位置によっては、私が一番心配するのは台風、あるいは集中豪雨、都市型ゲリラと称されるような予想だにしないような時間降雨90、100なんていう排水が出ているわけですが、そういったことも想定に入れた場合に、その路面下の排水計画はどうなっているのかというところもまず念頭にあるわけです。現実問題、松島の行政区の中に三陸自動車道等が走っていますが、あれが2車線でいたときよりも4車線になってさらに水害区域というか一気にかぶる地域が大きくなっているわけですが、そういった地域に対しての配慮としてまずもって磯崎根廻線という都計街路線の整備を進めていく過程で一刻も早く流末の住宅地、あるいは田畑等も含めた農地、既成の住宅地への排水対策としての備えというのを松島町としてどう描かれようとするのかお伺いしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 根廻磯崎線の全体的な排水といたしましては、先ほど説明が1つ抜けている部分があったかと思うんですが、JR側から磯崎側の部分につきましては、最終的には長田のポンプ場のほうの工区のほうに流れていくという方向となっております。こちらは県道との取りつけができるわけなんですけれども、その取りつけと同時に長田の排水機場のほうに流れるようにこちらのほうも側溝の入れかえを計画しております。その辺の量的なものにつきましては、下水道のほうと雨水のほうと調整をとりながら進めて設計は終わっておりますので、長田に流れていきます。

それから、美映の丘の部分につきましては、美映の丘の調整池に今と同じような形で流れる

という形になっております。そちらからの根廻側につきましては、先ほど申しましたが華園の団地に抜ける部分、運動公園の裏あたりは手樽の田んぼに流れる部分、あと国道に流れる部分という形になっております。道路的には幅が16メートルでかなり広くなるものですから、流出する時間帯も早くなるということで、その辺は計算に入れながら詳細設計は進めておりますので、今のところは詳細設計は完了して、その辺も確認しながら完了しておりますけれども、もう一度再確認して進めたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 街路事業を進めるときは当然のこととして、これは基礎的な予備設計とか理解になるのではないかというところでお話し申し上げれば、根廻磯崎線の全線形に対しての雨水排水等の管割図とか、排水関係を建設課と水道事業所さんであらかじめお話しをされておいて、それに基づいた流出係数を現況、道路をつくる前の形態に著しく近くして雨水による水害軽減策をとるというスタイルが望ましいんだろうと思ひまして聞いているんですけども、詳細設計も終わっていながらもまさに今の部分が欠落してしまっていたのではないかと思われるんですが、どうなんですか。だとしたら、少なくとも平成28年度中にはその辺の見通しまで立ててやられてはどうかというふうに思うわけなんですけど、どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 概略、詳細とやってきたわけなんですけれども、その辺については確認しながら進めているはずですが。磯崎側につきましても区域から外れている部分とかありましたので、その辺は水道事業所さんと調整をとりながら区域に含めてもらうとか、そういった話はしております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 台風11号が来て、すぐに追いかけるようにして10号が来てと、たまたまこの地、松島は被災からある程度免れた、たまたま運がよかったという状況でありましたからなんですけれどもね、常にそういったものが来るものとして想定に入れながら公共工事を進めていってほしいということを要望しておきたいと思ひます。できるだけ早目に水害対策軽減策を描いた、少なからず人為的に水害が助長されたということにならないようにひとつ配慮していただきたいと思ひしております。

最後になりますが、5点目でございます。

10款2項4目学校建設費のほうでお尋ねさせていただきます。

来年度以降入学予定の障害のある児童が安全に学べる環境を整備するためということで、特別支援学級の増設と校舎の環境整備に係る改修に要する実施設計に要する経費の補正をというふうに描かれています。これまでも過去においてこういった特別支援学級に入られるような生徒さんがあったのではないかと思うんですが、そういったたびにやはりこういった形で補正で対応されるという考え方なんでしょうか。今後もそういったことをあらかじめ想定しているならば小学校も中学校もでしょうけれども、こういった施設の実実施設計、詳細は過去のものをもって改善で新しく補正を組まれて委託されていくというのが望ましいのではないかと思うんです。そういう蓄積ノウハウは既に松島町としてはお持ちなんでしょうか。その辺確認しておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） ちょっと最後のほう聞き取れなかったので、もしかすると答えがかみ合わないところがあるかもしれませんが、申しわけありません。

まず、今回の第五小学校なんですけれども、来年の4月の入学式に向けて1人の肢体不自由のお子さんが、第五小学校にほかのお子さん方と一緒に入学させてほしいという保護者の強い要望がありまして、その準備をするものであります。

それで、そういった子が入学するたびに特別支援学級をふやしていくのかという質問、まず症状よって学級は全てかえなければならないというのが1つありまして、ですから、今2つ特別支援学級ありますけれども、乾皮症の病気によるお子さん、多動、自閉と思われるお子さんの2クラスになっております。4人がいます。そこに肢体不自由児が入ってくるということで新たに学級を設けなければならないということになります。

それで、この子が入ってくることによりまして、当然来年4月は宮城県教育委員会のほうから特別支援学級の担任の先生が1名配置になると思います。それに合わせまして、やはり児童の安全を考える上では補助員を1名つけないとトイレとか歩行、その他さまざまな面で介助してやらなければならないものですから、そういったもので幼稚園のほうからも引き継ぎをされておりますので、対応したものを考えていかなければならないということで考えております。

それから、こういった建築その他につきましては、今後設計コンサルさんを決めまして、現地で調査をし、最終的には施工管理と工事を出すような形になっていこうと思っております。なお、これらの指導、助言につきましては、建設課のほうからもアドバイスいただきながら対応していきたいと考えております。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今現在小学校5校から3校になって、一小、二小、五小という学区割り単位でそういったものがある程度、今回は五小とお伺いしましたが、ほかにはそういったことで学区割り単位で既にあつたりしたものがあればそういったものを前例に捉えたり、障害者の程度によっては区分が全然違つたりということもあり得るから一概にそういったところも言えないということもわかるんですけれども、そういったこと前例があればそういったものを土台にしながら参考となるべきものを当然発注する側としては仕様書としてつくられるわけでしょうから、そういったことを描きながら進めていかれるのではないかなと思つたものですからそういったお尋ねをさせていただきました。私からは以上でございます。

○議長（片山正弘君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私からは3款2項6目子育て支援ホームページ作成事業についてお伺いしたいと思います。

新しいスタイルのホームページができ上がるという形だと思うんですが、これは町のホームページとは別につくってそれをリンクしていく形なんでしょうか。SNSもやるという形で、その管理運営というのは専属でこちらの課でやるという形になるのか、また、一括してやるのかそこら辺はどうなっていくのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この子育て支援ホームページ作成、これは町のホームページとリンクさせながら独自のモデルというかそういったものでホームページを作成していきたいと考えておりますし、そういったところでSNSまで広げた形で活用していただくようなホームページ、今までもあるんですが、実際は町のホームページあるんですが、それを全体的な町のスペースとしてまとめた中でわかりやすい、そしてデザイン的にも見て楽しいなというようなイメージを持った形で、ちょっとホームページ作成事業という資料としてカラーページはつけてあるんですが、イメージとしてはこういった形でわかりやすいリンクしやすいような形を我々はつくってきたいと。あと、これの作成のときに事業所さんにやっていただくんですが、そういった中で我々もその後その事業所さんに教えていただきながらそのリンクの更新とかそういったものも含めた中でこれからはやっていきたいなと考へを持っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そうすると、今までですと企画のほうでホームページ一式という形でや

っていたのが、この部分に関しては町民福祉課のほうでやるという形ですね。

それで、SNSに関しても別枠で今までの松島町のフェイスブックではなくて、新たに立ち上げたSNSという形になるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） でしたらば、なるべくリンクをした形でSNSに関しては町のフェイスブックにも載るような情報をなるべく提供する形のほうが広く伝わると思いますので、ぜひそういう形を検討していただければなと思っております。

それから、そういう情報は旬というか早ければ早いほどいいと思いますので、その更新、古くなったものに関しては削除するというふうなのを徹底してやっていただければと思います。

それから、メールによる相談、問い合わせフォームというのはすごく画期的なことであるなと思って考えております。これは電話や窓口に直接行かなくてもスマートフォンなんかで答えてくれるというふうなシステムをつくるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） そうですね。今も電話で相談を受けているんですが、これが作成できればそういったやりとりもネットでやっていきたいというふうに考えています。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひこれは本当にいいことだと思いますので、なるべく早い対応をこの場合はしていただければと思います。なかなか質問を出しても答えが返ってこないというのがすごくいらいらするものですから、そういうのは1日に何遍か見てもらって確認をなるべく早くしてもらって答えをすぐ出すというような方向をぜひやっていただければなと思います。そこら辺はよろしく願いいたします。

そのほかもう1点なんですが、先ほど赤間議員のほうからもありました高城コミュニティセンターの雪の防止ネットの件なんですけれども、これは構造が多分網の目状になっていると思うので、雪が解けたものが下に落ちてくるのではないのかなと思っております。雪だけの水が下におりてきて隣接の家のところにはね返って行って、それが凍ってまた危険な部分があるのではないかと思われるんですが、その辺はどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） この雪どめネットですが、今までの一般家庭でお使いになっている

雪どめとは違って豪雪時も雪どめをしてくれるということですが、雪はとまっていますので、水が落ちることはあります。ただ、隣接の家屋には極力落ちないように設計にはしているつもりでございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これはあわせて敷板かなにかあると思うんですよ。そここのところの下の部分でもちょっと水がはね返らないような形でカバーかなにかをあわせてつけていただけたらなおさらそういうのが防止されるのではないかなと、下の部分の隣接の境目のところにそういうはね返り防止という部分までつけていただけたらもう少し親切になるのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） はね返り防止ができるかどうかはまた別にいたしまして、基本的には雪どけの水は雨どいを伝って流れていくということでございますので、だらだらと全面に流れていくというものではないので、その辺は物をもう一度見ますけれども、一応懸念材料として議員からご指摘あったということで頭に入れながら施工します。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 数点お尋ねします。

まず、総務費の3項1目基本台帳です。個人カード。以前聞きましたら、まだ発行はしているんだけど受け取っていないという方、アパートやなんかに住んでいる方で受け取り拒否ということもあったかなと思いますけれども、その後どのような状況になっていますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 通知カードになります。これはことしの3月にも聞かれたことがありまして、そのときは大体九十何件ぐらいまだ通知カードを受け取っていないという方がおりました。現在は42件ほどあります。ただ、この方々にはこちらからも何回か通知を差し上げて通知カードを受け取るようにという通知は2回ほど差し上げております。ただ、その後まだ来ていないというものが42件。それで、受け取り拒否については今のところはないです。そのような状況になっています。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ではまだ42件。受け取り拒否はないということでございます。42件がまだだということで、これは急ぐ必要はあるのかなと思いますけれども、その辺の対応、しつ

こくいかなければならないんじゃないかなと思うんですけども、その辺どうしますか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） このマイナンバーの必要な方というのは、おおよそ会社に勤めている方は必ずこれは提示してくださいと、写しをとってくださいという方はもちろん通知カードを受け取っているわけですが、それ以外にこれを受け取らないというのは意外と年齢層を見ると高齢者が多いんですね。そういったことで我々もこのまま取り置きしておくわけにはいきませんので、こちらで訪問なり、そういったものでの努力をせざるを得ないというものは現在考えております。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それ以外ないんだろからね。まず、これがゼロになるように受け取るように努力をしていただきたい。そして、今度の年度を越すまでには全部完了するように期待してまた質問します。

それから、予防注射B型肝炎なんですけども、今回母子感染とかなんとかということで子供さんに生まれてからほとんどすぐの状態接種するというようなことでありますね。以前、違いますけれども、子宮頸がんワクチンというのがありましたね。それで今中止になっていますけれども、あのような副作用とか、私わからないですから聞くんですよ。そういう心配はいらないということによろしいでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） B型肝炎ワクチンの予防接種に関しては、世界中で8割くらいで既に使われているということで、安全性が確認できたことで法制化されたというふうに理解しておりますが、これまで安全性の問題が起こったという報告はないと確認しております。

普通の皮下注射ですので、注射した箇所が赤くなるとかそういった副反応というのは必ずあるかと思いますが、重篤な子宮頸がんワクチンのような後遺症等ですね、トラブルになったということはないということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今回、お子さんにこうして70名の予算を組んだわけですが、B型肝炎というのは、仮に大人になってから発症したというようなことがあればそういう補助の道とかなんかというのはあるわけですか。ないんですか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今回、一番は3歳未満のお子さんがこのウィルスに感染します

と一生涯キャリアになって周りにも感染する可能性がある。さらにいろんな学者によって若干パーセンテージ違いますが、10から20%ぐらいは将来的に肝炎を発症すると、また肝臓がん、慢性肝炎とかにもなりやすいといったことで、小さいうちのほうがキャリアになりやすいといったことから妊娠中の無料券の検査の中にもB型肝炎のキャリアの検査が入っておりまして、産道を通して垂直感染というんですが、それを早目に対応できるような体制になって、それは大分早期治療も入っております。さらに赤ちゃんの場合、症状がないキャリアになりやすいといったことから今回1歳未満を対象にしたワクチンの定期接種となったものでございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。今回このようにワクチンの接種が出るわけですが、これは当然今後もずっと永続的に入るということでよろしいんですね。当然。はいわかりました。

次に行きます。次は、補正予算の7ページから8ページ、農林水産、漁業建設費の中で古浦漁港防災整備、JR仙石線軌道への影響を考慮する解析が必要なことからという文言があります。これはJRに対してどのような影響なんでしょうか。（「さっきやったじゃない」の声あり）言った。失礼しました。それではもう1回。済みません。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 先ほども申しましたけれども、JRに対する影響は、まず基礎くいを打ち込みますことから、基礎くいが19メートルぐらい長いものということで、くい打ち機械が入ってきます。漁港の敷地内に入って基礎くいを打つ形になりますけれども、漁港の地盤が非常に軟弱層ということで、地盤沈下が予想されるということでした。それで、漁港の中で地盤沈下しますと線路にも影響が出るのではないかとということで、もう営業が始まっていますので、線路に影響が出ないような照査設計が必要となります。

同じく防潮堤をつくるときに基礎くいをうちますけれども、基礎工として土の中からやるものですから、ある程度土を掘削する作業があります。その掘削する作業のときも線路に影響が出ないかというのを照査をしなければならないということでありました。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 大変失礼いたしました。以後気をつけて質問したいと思います。

それから、今度の8ページ、9ページの教育の事務局費、中学校管理費、あわせて尋ねてい

きたいと思いますけれども、事務局費で93万4,000円の補正ですね。それで中学校東北大会全国大会助成だよと、これはプラスバンドが東北大会に出場するよと、それから個人卓球で日本選手権に出場すると、すばらしいですね。おとといの運動会でも町長が挨拶の中に加えていましたけれども、野球もすばらしいと、そういう中で今回こうやって2つ、目覚ましい活躍のための管理費、中学校費からそれぞれ支出しているわけですよ。反対しているわけではないんですよ。これはどうなんでしょう。一般会計のほうからやるということになれば一緒の項目で出したほうがいいのかと、それで補助金、中学校の事務局費は補助金として補正するものだとありますから、それはそれでわからないことはないんですけどもね、中学校のプラスバンドですね、これは当然大勢さんですよ、そうすると、こういうもので何で行くのかと、当然バスの借り上げしなければ何かの交通手段をもって行かなければならないのではないかと私は思うのね。そうすると、こっち、中学校の管理費では生徒輸送に係るバス借り上げ料が当初予算額をオーバーしたことだからと、こういうことになるわけでしょう。同じことではないのかなと思っているものだから、だったら一緒の項目の中で出したっていいんじゃないのかなと思っの質問なんですけれども、何でこうやって分けたんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） まず、この使い分けなんですけれども、宿泊を伴うものに関しては一括で学校のほうに助成金という形で渡しています。なぜかという東北大会、全国大会になりますと旅行代理店が入って学校と直接やりとりになりますので、学校のほうに助成金という形で支出して追って大会が終わった後に清算するという形になります。ですから、全国大会、この間野球行きましたけれども、我々は決勝まで行くということで信じていて助成しましたけれども、惜しくも惜敗したということで、それらに係る清算というのは旅行代理店のほうが清算して学校に連絡をよこします。それをもって学校のほうから教育委員会のほうに戻すという形になります。

それから、通常の借り上げなんですけれども、これはこれまでも当初予算からもずっとそうなんですけれども、例えば郡大会とか、その日一日で終わるものとか、2日間にまたぐんだけれども日帰りで行くもの、ただ単にバスの借り上げだけ、これは町のほうで直接予算はとって、町で契約してバス会社に支出しますので、このような使い分けをしております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、事務局費の中では宿泊を含むと、そうすると教育委員会

では手配できないから専門業者に頼むと、そういうこともあるので教育事務費から支出するんだよということなんですか。大体今の答弁では。それでいいんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 今議員がおっしゃったとおりで、吹奏楽部であれば例えば郡山なんですけれども、前泊をします。まずは前日に行ってリハーサルをして当日早朝から音合わせが入ります。ですから前泊すると。

それから、卓球は山梨で開かれますので、これも遠征費用ということでかかりますので、旅行会社が窓口になるということなので助成金で渡したいということです。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことも今回本当に目覚ましい活躍の中でこうやって使われるわけでございますが、先ほど言ったように一般会計の中から一緒になって支出したって私はいいのではないかなというような思いで私は質問しているわけなんですけれども、その辺ちょっと検討なさいましたか。全く別だよと、今言われたことに。理解はするんですよ。どうなんですか。一緒にしたっていいのではないかな。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） やはりできる限り教育委員会としては議会のほうに説明をしていくということを考えると通常の中体連郡大会、そういったものもありますので、これはバスの借上げはこうでしたと報告できるような形をとるのが一番いいのかなと思います。

それから東北大会、全国大会というのはまた特別な形だと思いますので、その都度議会のほうには説明して対応できる限りしていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それから、文化財のことについてお聞きいたします。

委員のメンバー構成、私たちに配付していただいております。

今回のこうして基本構想策定事業というようなことで、それで年間スケジュールが5月30日からずっとこのとおり今年度は行われますよと、それでこれは2年間で策定業務を行いますというようなことでありますね。それで、この7月1日に文化遺産を生かした地域活性化事業補助金の採択とあります。後ろのページにこのように今後の保存と活用となっておりますが、この部分の松島の日本遺産というようなことがありましたので、なお一層こういうふう

になったのかと思いますけれども、これの一番の目玉、これをやりたいと、これを活用したいというのは何でしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） まず1つは、文化財というどうしても観光地周辺、五大堂とか雄島とか、瑞巖寺とかというふうに偏りがちなんですけれども、この策定業務の中で考えているものは、松島町内一円12行政区を対象に考えています。それは、例えば幡谷方面であれば品井沼のほうにはサイフォンもありますし、ずり穴もありますし、言い伝えのものもたくさんあります。例えばお万地蔵もそうですし、そういったものもしっかりと行政区にとっては自分たちの大事な文化遺産だと思うんですね。景観もそうです。大仰寺の景観、治祐ヶ森からの景観、それからお祭りに関してもさまざまあります。ですので、こういったものをきちっと松島町の財産として後世に伝えていく必要があるだろうというふうに捉えていますので、そういったものを分館の皆さんからもご協力いただいて推薦していただいている状況です。結構多く上がってきていますけれども、そういったものを1つ1つ大学の先生方とも意見交換させていただきながらきちっと記録に残して、それを今後10年間1つの期間としたときどのような活用をしていくかということも方向づけをしていくのが今のこの策定には必要なのではないかなと考えて捉えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まとめるのはいいんですよ、このようにね。先生たち、地域の人たち、今言われるのは、資料をよこすだけかと、祭りとかなんとか今言いましたけれどもね、思いはわかるんですよ。では本当に実践をどのように地域の人たちと話していくのかというのが今後策定してからの一番大切なところが今後なんですね。そういう中で、今地域の人たち2人が代表として、ところがこの代表は海岸じゃないですか。今次長が言われている松島町民全体と、メンバーを見ると海岸の人、それだけではやっぱり足りないんじゃないかなと思うんですよ。今次長が言われている言葉とちょっと違う。そういうことを思うので、やはりその辺も含めて全町を網羅しながら構想を練っていただければありがたいと思うんですけれども、最後どのように思っているか。あと終わりますから。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） この委員の名簿からいけば地域代表は2人だけという表記していますが、文化財保護委員で分館長でもある方も根廻の方でございますし、そういった形で捉えていると、その方につきましては、社会教育委員でもありますけれども、分館長さん

方の会議でも中心になってお話しをさせていただいているということで、そういった徹底を図っていきたくて思っております。もっともっと地域の方々からリストアップすればいいんでしょうけれども、人数が余り多くなってもあれなのかなということもありまして、このような形で絞らせていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） あともう1つで終わります。

最後、この補正予算資料の中にちょっと教えていただきたいと思います。

事項別明細書ではなくて、補正予算のほうですね、地方債補正とか書いている部分があるんですね、一番最後のページです。地方債補正。そして、補正前、補正後と書いてある、表の中で起債の方法と書いてあります。毎年こうやっていつでも見ているんだけど、たまたま証書借入又は証券発行と書いています。この辺は今回限度額5,900万円ということになりまして、利率は4.0%となっております。証書借入又は証券発行、教えていただければ。そして、証書借入又は証券発行、こういうの今までやったことあるのかということをお教えいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 証書借入又は証券発行ということですが、証書借入とはどういうものかといったときに簡単に言いますと、借用書を入れて起債を借ります。これが証書借入です。それから、証券発行につきましては、満期一括償還、よく民間の会社とか社債とかやっていて最後のときに一括で払いますよと、証書借入については毎年分割で元金も払っていくんですが、証券発行は最後に払うと、それらの違いがあります。ただ、うちのほうで証券発行やったことがあるかということなんです、私の記憶によりますと、昭和の年代、勤労青少年ホームを建設したときに補助金をもらってくる関係上、条件がつけられまして、あれはたしか証券発行でやったと思います。それが1件だけです。あとは全て証書借入でやってきました。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういう限度額というのがありますけれども、限度額というのは、今回震災絡みでいっぱい借りている部分もある、中央公民館、アトレ・るですね、そういうところもいっぱいあるんでしょうけれども、その部分によって限度額というのは相当変わるわけで、松島町にとって借り入れとかなんか、地方債の場合、大体限度額というのはどのぐらいが最大なんですか。事業別によって違うと思いますけれども。

○議長（片山正弘君） 櫻井財務課長。

○財務課長（櫻井一夫君） 限度額の決め方なんです、例えば道路をやりますよと、道路の事業について起債の充当率を掛けて求めた数字ということが限度額ということ。松島町で起債が幾ら借りられるかという話ではなくて、事業をやるための起債をその都度借りていくという形、それが今年度は幾らですよと、当初予算のときに出てくる数字です。それは補正で変わっていくと。ことしは起債をこのぐらい借りて町は事業をしていきます。そういう形で来年になればまた新たな事業が発生するのでそれで起債を借りていくという形で、それで今まで起債が大きかった事業というのは公民館の大規模改修事業とかあったんですが、それで2億ほど借りているということがあります。それが一番大きい事業ということ。あと、この仮庁舎についても8,000万円ほど借りていますが、それが起債の少し大きい部分ということで、あとはだんだん下がっていく予定です。以上です。

○議長（片山正弘君） ここで、時間がちょうど12時過ぎておりますので、審議の継続は午後1時からといたしますので、休憩に入ります。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

質疑を続行いたします。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 最初に事項別明細書6ページ、戸籍住民基本台帳の通知カード個人番号関連事務委任負担金ということで350万6,000円の計上ということなんです、先ほど色川さんも通知カードのことを聞いておられたんですが、個人番号カードはどのぐらい普及されたのか、それと負担金の算出根拠というのはどういう内容になるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 現在マイナンバーはことしになってから発行しているわけですが、きのう現在なんです、1,208件がマイナンバーカードを交付している状況でございます。

それで、この負担金補助の交付金の算出根拠となりますが、これは国のほうで全国市町村の平成28年度交付金として418億円という頭金が算出されています。これを地方自治体で各市町村の住民基本台帳、これは1月1日現在になるんですが、それをもとにして算出された額が

松島町は305万6,000円という内容になっております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、これは住民1人当たり幾らということになるということ
なんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 基本的に松島町の人口で比して出している数字ですので、その
1人当たりというか、今1万7,400人程度なんですけど、その人口割りということで解釈してい
ただければと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

マイナンバーカード、1,208件の発行ということで、これは全国的に見て高いほうなんでし
ょうか、低いほうなんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 全体的に各市町村比較してはございませんけれども、ただし1
月から3月までは本当に多くの方が申請に来られたということで、このままいけば2,000人、
3,000人はいくだろうという勢いだったんですが、このころになると停滞してきまして、今の
段階ですと身分証明書がわりのカードのみということで、これからその内容がいろいろな面
で活用できるとなればもう少し普及は図られるのかと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町の人口が1万4,500前後ですか、こういうことで、まだ1割にも達し
ていないということなんですけど、子供さんやなんかの発行状況はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 実際に子供が幾つというのは現在把握していないんですが、家
族でつくられる方は結構多いです。

あとは、幼児の方ももちろんつくれるので、その方の写真を持ってきて登録されている方は
結構あります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

次に、介護保険会計の繰り出しということで、これは平成30年に向けて第7期の計画をおつ
くりになるということで進んでいくわけですね。平成30年というのは大変な年に社会保障か

らいうとなるのかなと思っています。この介護保険だけじゃなくて多分後期高齢者医療の関係もここを目掛けて計画の見直し策定というのが行われていくのでありましょうし、それから、医療関係、医療圏の構想というものも平成30年に目掛けてつくられていくということで、全体として医療関係、福祉などの社会保障関係の計画がそこに向かってつくられていくという時点での今回の予算計上となっているわけですね。

それで、最近の新聞を見ていると国は介護保険料をさらに負担を重くしていこうとか、所得に応じた負担にしようとかいろいろなことを計画されて、言ってみれば住民負担がさらに強化されていくという方向に全体として流れていくということが見えてくるわけです。そのときに向かって計画をつくっていくわけなので、当然先ほど色川さんの答弁にもありましたけれども、国の状況を見ながら計画をつくるということにはなるとは思うんですが、それにつけてもやっぱり町民の皆さんの暮らしといいますか、そういうものをしっかり守る、あるいは安心して医療が受けられたり、安心して介護が受けられるという体制を構築するというのはやっぱり町の責任だと思うんです。そういう視点といいますか、非常に大事だと思うんです。国は社会保障をどんどん国民に求める施策を強め、そういう中であって地方は住民の暮らしを守るために役割を果たしていかななくてはならないという、本当に股裂き状態に皆さんはこれから遭わざるを得ないのかなという気がするんですが、そういう点でそういう国の政治のあり方そのものについて、住民目線からしっかりと意見を申し上げていくということがやはり大事だと思うんです。その点でやはり町長の覚悟をここでお聞きしておきたいなと、これは1回しか質問しませんからぜひよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） そういう問題はあした来るのかなと思っていたんですけども、平成30年に向かって介護保険だけじゃなくて、いろいろなものは確かに進んでいくというのは聞いています。介護保険も毎年毎年、ある先輩に言わせると改正されるたびに改悪になっているという話も聞いております。住民負担も重くなってくると、それはやっぱり人間の年齢層が保険を納めなくてもいいという年代層が比率的に変わってきているんだろうと思うんです。例えば今から20年前とこれから10年後では変な話、50%以下の人が保険料を納めなくてもいいような年代の方がどんどんふえてきていると、そういった働く世代がどんどん少なくなっている中で、では保障だけはどんどんふえていくと、それで財源がない中でどうやっていくのかと、それで地方にだけ地方の特異性でやっていったらいいのではないかとおっしゃるんですけども、やはりあるものがないとできないというのは確かなので、これは私は別に子育て

てだけがどうのこうのではなくて、やはり高齢者の方が、今週敬老会ありますけれども、やっぱり元気で確かに医療がかからないということであれば町はそれだけいいわけであって、そういう面で町が逆にどういうふうに高齢者の方々をサポートしていけるのかとか、そういういろんな面を考えながらできるだけ住民負担を求めないように、私だけではできないので少なくとも2市3町とか、広域とか、仙台都市圏とか、そういった中で首長さんたちと歩調を合わせてやっていきたいと思いますので、議員のほうからもご指導等よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） これはあと繰り返しませんから。

次ですけれども、子育て支援のホームページ作成業務委託料、先ほども質問にありましたけれども、ホームページをつくることは私も大賛成でよかったと思っているわけですが、ホームページというのは更新しないとだめなんですよね。それで、更新の頻度ですね、それに係る費用はどの程度見込んでいるのか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回の委託料は、業者さんにホームページの全体をつくっていただくということになります。更新は先ほども申しましたとおり、事業所さんの指導を受けながら、頻度としてはこちらで今でもホームページ改正するんですが、月1回は必ず更新している状況になるんですね。それでいろいろな事業の紹介とかそういったもので更新する必要があるんで、そういったものはきっちり職員がやっていきたいと、ただ、かかる経費、保守費用といったものが出てくるかなと思うんですが、それは今の段階では未定なんですけど、ただし今回お願ひして、これはやっぱり保守が必要だろうということがあれば月に2万か3万円程度の来年度予算として計上させていただくということになると思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 更新ということはやっぱりうるさく言わないとすぐ忘れるんですよ。

そして古い内容を取り残したままにしてあるというのが結構今でもありますので、やはり古い情報をいつまでも掲げておくほど恥ずかしいことはないと思うんです。そういうふうにするんだったらつくらないほうがいいぐらいだと、そういう点ではきちんとその時々、時節に見合ったページになるようにぜひ努力もお願ひしたいと思います。

私は委託されるということなので、その後の費用が一定程度業者さんのもとで出てくるのかなと思ったんですが、そうすると職員の方が基本的には更新をするということなんですね。

そこだけ確認します。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 更新の内容については職員とも話をしまして、まずは職員ができるものは更新は職員でやろうということ、十分に指導は受けなければいけないんですが、しっかりした職員がそこにつかなければならないと、ただし、今言ったように今回お願いしてこれはやはり保守が必要だというときには来年度で考えていきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 次は予防費のB型肝炎なんですが、これも先ほどお聞きになられていましたけれども、B型肝炎は生まれたばかりの赤ちゃん対象ということなんでしょうけれども、ワクチンをやったときの抗体ができるわけでしょう。抗体は一生のものになるのかどうか、そこだけちょっとお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） ワクチンの効果でございますが、大体3回実施することで比較的長期に効力を発揮すると言われてはいるんですが、約20年は継続するというデータが出ております。

今後実施する中でまた予防接種についてはいろいろな情報とか出てくるかと思っておりますので、なるべく母子保健の関係で保護者の方にもその辺はお伝えしてまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 20年というと、ちょうど成人するころになるわけですね。今接種される方が。その時点で再検査というのにも必要になってくるということなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 今度新しく始まるということで、その辺までは全く示されていないんですが、小さいほどキャリアになって一生継続ということから優先的に1歳未満の方ということで国のほうでは取り組むようですが、はしかとか、風疹とか、流行とか、いろんなものに合わせて随時任意で行われるものも今後出てくる可能性もあるかと思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、いずれ20年前後ということだと、そういう抗体があるのかないのかという検査は自主的にはやったほうが良いということになるんですよね。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 妊娠中の検査にはB型肝炎のキャリアかどうかというのは入っていますので、一番産道を通じての垂直感染が子供にキャリア化されやすいということで、私が子育て中にたしか入っていたかどうか、今は必ずやっておりますのでかなり垂直感染は減っていると、まず1歳未満でこの予防接種をし、また妊娠中に検査を必ずするといったことで、それ以外の男性も含めて国の動向を見ながら必要な措置を町としても考えていきたいと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 次は、第五小学校の関係なんですが、学級の改修ということなんですけれども、どういう改修するのか、この改修が終わった時点で五小の空き教室はどの程度あるのか、全然余裕がないのか、あるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 今の小学校の既存の中で特別支援学級を1つふやすということで、今教育委員会で考えているのが、玄関を入れてすぐ正面のところに図書室があるんですけれども、この図書室を2階のこれまで6年生が使っていた教室に移動すると、そして6年生は幼稚園が小学校から出ていきましたので、その部分を今会議室等にしていたんですけれども、そこを各学年全部教室をずらして、そして6年生は校庭側に今入っているわけなんですけれども、そうすると一番大変なのが実は職員室です。今職員室はぎりぎりの状態で、本当に先生方が歩くのもやっとの思いでやっております。ここに最低限今後2人ふえるときに先ほども申し上げましたけれども、宮城県教育委員会からまず特別支援学級の担任1名、それから町の補助員を1名となると2人入るということになります。そのほかに今第五小学校にはスクールソーシャルワーカーの先生が拠点としてそこに机を置いております。このままいきますと、校長、教頭の机を置く場所がなくなるので、今現在職員室の隣に印刷室があるんですけれども、その隣が校長室なんです、印刷室を移動して職員室を広くしたいというふうに考えております。

それから、図書室のほうは間仕切り、真ん中でパーテーションで仕切りまして特別支援学級をまず最初に1つ、再来年実はまた違う症状の子が入ってくる予定がありますので、それは第五幼稚園にいますので、その辺は連携をとりながら最終的には特別支援学級が4つになるのかなと、2年後、そう思っております。ですので職員室のほうも余裕を持たないといけないだろうと。

それから、図書室なんですけれども、やはりこれまで狭いスペースで図書をやっていたんで

すけれども、若干広目の図書室を設けることができますので、その辺で子供たちに合った空間づくりをしていかなければならないだろうと。

あともう1つは、来年入ってくるお子さんが体の不自由な部分がありますので、トイレの特注です。少し低めのトイレ、小上がりの段をつけたトイレ、それから机もこの子は特別支援学級と普通学級を恐らく通級するようになるんじゃないかと思しますので、肘かけのついた腰かけとか机とかそういったものも用意してやらなければならないというふうに思っています。

それから、各廊下と階段に手すりです。これも全て用意してやらなければならないだろうと。

それから、旧幼稚園から体育館のほうに行く通路があるんですけども、これは今まで階段なんですけれども、ここに転倒防止用の手すりを十分なほどの設置が必要になってくるんだらうと見ていますので、軀体をどうのこうのというわけではないんですけども、職員室も含め大幅な間取りの見直しが必要になってきますので、恐らくある程度の金額が必要になってくるのではないかとこの見方をしております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうすると、相当大規模な改修につながっていくと、こんなイメージで話を聞いたわけですが、今回は100万円ということなんですけれども、改修費用は相当な額になるかなということですかね。どのぐらいかもしわかれば。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） この辺につきましては、建設課サイドからもいろいろご指導もらっていますけれども、恐らく700万円とかそのぐらいの金額がかかるのではないかと考えていますし、1年前に飛散防止フィルムは張っているのでその辺は大丈夫だと思いますけれども、あとはその子の体に対しての明るさがどのように確保できるかです。この辺もしっかりと対応していかなければならないし、非常時の際の脱出機能、そういったこともよく考えてやらないと今の玄関では果たしてどうなのかとか、その辺も専門的な建築士のご意見をいただきながら対応したいと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ぜひ障害をもった方々が安心して通学できるような学校にしていきたいと思います。

最後なんですけど、歴史文化基本構想策定支援業務委託、先ほどもお話あったんですけど私も同じこと思っていたんです。やっぱり策定委員の中を見るとどうなのかなと、大変大学の教授、

准教授の皆さんが並んでいるわけでありませけれども、地元の郷土史、そういうことに詳しい方も入っていいんじゃないのかなと思って見たものですから、もう少しその辺で人選を考えてもよかつたのではないかなと思うんです。確かに多過ぎるのは何をするにしても会議をするにしても大変だという思いはわからないわけではないんですが、松島にも郷土をいろいろ研究されている方も多分いるんだろうと思いますので、そういう方々の中から代表をお一人や二人ぐらいは入ってもよかつたのではないかなと思ったもので、その辺は考え方としては出てこなかつたのかどうか、どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 今回の委員につきましては、ちょっとだけ大学の先生方がどうかかわりで選ばれているのかということだけご説明申し上げますと、例えば東北学院大学の七海先生に関しましては、1年前から観瀾亭の所蔵品を調査しております。大体この調査が終わりまして今まとめに入っているんですけども、これらの取り扱いをどうしていくか、いわゆる観瀾亭から出てきたものが大変すばらしいものがありまして、いずれ議会の皆様方にももし機会があれば七海先生のほうから直接議員の皆様方に観瀾亭の所蔵品をお見せしたいなと思います。例えば伊達家に嫁いだ徳川家の嫁入り道具、本当に重要文化財にもっていきけるんじゃないかなと思っております。そういったものとか、雄島の海底から出てきた板碑の調査です。松島は雄島から始まっていると言ってもいいのではないのかなと思いますし、霊場松島といわれるゆえんが雄島にはあると思います。ですからこういったものの活用をどうするかですね。

それから、山形大学の荒木先生は瑞巖寺と雄島の岩窟の調査を担当して、これまでもいろいろと成果を取りまとめてもらっていると、それから、東北大学の高橋陽一先生なんですけれども、観月楼の所蔵品を今整理している先生でして、そのほかにこの間農協のところの町の施設を使ってやったんですけども、小津久足という方の「陸奥日記」というのがありまして、幕末時に活躍した人ですけども、この方が松島をものすごく愛し、特に富山大仰寺を愛し、その当時の旅をしたときの記録をものすごく克明に残しているんですね。ですから、そういったものをどのようにこれから歴史を含めたまちづくりに生かせるかというのが大事になると思いますので、このような先生方を選ばせていただいたと。

あともう1つは、今、今野議員さんから民族的な部分とかそういったもので松島町にもいろんな方々がいらっしゃるんですけども、そういった方々の考えはなかつたかということなんですけれども、この策定委員会でそういった部分が構成上どうしても今後必要ではないか

となれば、ちょっとお呼びして委員会に特別な扱いで入っていただいてご意見をいただいたり、資料を何かあれば提供していただいたりという形はとっていきたいと思っていますので、必ずしもこのメンバーだけで会議をするということではなくて、その部分、その部分必要なものがもし出てくればいろんなご意見を聞かせていただきたいなど、それで色川先生のように円通院の御霊屋のことで詳しい方もいらっしゃいますので、そういった方々のご意見もいただきながらどうやって文化財を生かしてまちづくりにもっていけるかという落としどころをしっかりと絞っていきたいと考えています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりましたけれども、文化、文化といってもいろんな文化あるわけですよ。食文化もありますからね。そういうものも松島独特の食文化というの掘り出せば私は出てくるんじゃないかと思うんですね。それを掘り出すときにやっぱり地元にいる人たちの声といいますか、どう反映させるかというのが大事になってくると思うんです。だから、先ほど言ったように郷土史家のような方々が入ったほうがより内容が濃くなるんじゃないのかなと思ったんですね。ですから、いわゆる歴史的な遺産として残ってきたものだけが文化じゃないですし、この松島の地で根づいて育ってきたものとしての文化としてどう残すのかということもあると思うので、ぜひその辺も考慮に入れていただきながら先ほど答弁にありましたように、それらの声が生かされるようにぜひやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第76号平成28年度松島町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第77号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第77号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ついてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第77号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第78号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第78号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第78号平成28年度松島町後期高齢者医療特

別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第79号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第79号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、第79号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第80号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第80号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、第80号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第81号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第81号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今回は、45号線の歩道の拡幅に伴う観瀾亭の補正予算並びに今度は分室が新しくなったということに伴う補正ということであります。

今回のこの資料を見させていただくにつけ、大ケヤキの移転が入っているということでもありますね。いろんなもの合わせて3,300万円だということでもあります。大ケヤキの伐採。

それで、大ケヤキとはどこにあるのやと、議員の皆さんわかっているかもしれませんが、緑でちっちゃくぽつんとなっているところ、これがよく見るとなかなかわからない場所です。本当にこれ松島の名木中の名木だと思うんですね。松島の重要指定の樹木に入っているのではないかなと思われるわけですが、いたし方ないということがありますけれども、この辺の議論、どの辺まで文化財関係の人の議論というのはどのように推移されましたか。意見。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 観瀾亭の大ケヤキ、文化財関係なんですけれども、ことし2月4日に文化財保護委員会を開きまして、この観瀾亭の大ケヤキの損傷について文化財の委員の皆さん方にご意見いただきました。まず、初めに町のほうから今の観瀾亭の大ケヤキの状況ということで説明していただきました。そのときは内部が空洞になっていて雨が降ることによってさらに腐っていくと、それから、樹木医からはこれ以上内部に水が入り込まないようにするにも大変難しくなっているということです。それからもう1つが、このまま45号線の交通量を考えると、倒木した場合に大変危険が大きいのではないかとということ、それから、根の部分がスポンジ状態になっていてもう一度生かすというのは難しいということで意見をいただきました。これに基づきまして、委員会でも議論したんですが、2月ということもあ

って葉っぱがまだ出ていないので、葉っぱが出たころにもう一度現地で議論したいということでお話を差し上げました。6月6日に今度現地で改めて現在の状態について造園業者さんからご説明を受けて、やはり2月当初に説明があったように葉っぱは出ているものの樹皮を伝って水が上がっているだけで木そのものの状態としてはもう良好ではないという判断をさせていただきました。この見地から文化財保護委員会としましては今回の指定の解除についてはやむを得ないでしょうという回答を6月6日付で教育長宛てに文化財保護委員長から答申をいただきまして、その旨町長部局に回答しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 明快にお答えいただきましたけれども、あそこは2本ありますよね。1本だけですか。今回の対象は。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 観瀾亭のケヤキについては、分室側の部分です。町指定の看板がつけてありますけれども、その木1本でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、分室側と言いましたよね。ということはこの曲がっているところですか。分室側というのはドングリころころのあるでしょう、あれのもうちょっと下のものすごい太い木のこと言っているのではないんですか。違うんですか。この青いところはそうじゃないですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 観瀾亭の分室とドングリの碑の間にありますね。あのケヤキです。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そういうことで今回の工事はやむを得ない。木の機能上無理だということもあったのでこういうふうになったということでもありますから、ついでに観瀾亭の登り口のケヤキは調査なんかしたことありますか。あの辺はどうなんですか。チケット売りのすぐ下。あの辺はまだ元気なんですか。そういうときついでに樹木医に見てもらうとか。元気状態どうなのかと、ちょっとこれには外れますけれども。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育次長。

○教育次長（櫻井光之君） 6月6日に今言ったケヤキを調査したときに、切符売りの木も皆さんで話しました。ただ、あのケヤキについてはまだ分室の脇のケヤキとは違って木自体はまだ大丈夫だということで、大分前に支えをして木を生かす方法を施していたようですので、

その辺のご意見は造園業者さんから文化財保護委員さん方は報告を受けました。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これで終わりますけれども、この辺の工事なんかは早速始まると思えますけれども、拡幅工事が入って、大体伐採の予定はどのぐらい、いつごろから入る予定になっていますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今回補正で議決をいただきましたら、早速発注をかけた上で年度内3月いっぱい工期をもって臨もうと考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大ケヤキ伐採するとき45号線の通行とかなんかは支障なく観瀾亭の裏のほうから切るんですか。国道側からクレーン車を持ってきてどおとつり下げるとか、どういう工法を考えていますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 業者さんにその辺も相談いたしました。やはり大きい樹木ということで、交通にも支障が出るのではないかとということで、両方から考えているものの夜間作業で交通誘導員等設置して臨もうかと考えております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第81号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第82号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第82号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第83号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第83号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） まさに今この下水道のことで浪打浜のことをお尋ねいたします。

今、45号線旧グリーンパークですね。あそこのところをやっております。それで資料A3の資料を見させていただきまして、平成28年、平成29年、この事業計画がありまして、柵で囲っているのが全く外から見えないんですね。これは安全上ということも含めながらやっているんでしょう。今どの辺までの工事をやっているんでしょうか。よく聞かれるんですよ。今何やっているのと。どの辺まで進んでいるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 浪打浜雨水ポンプ場の工事の進捗状況ということのご質問だと思います。柵囲っていますので、工事につきましては、8月20日まで掘る部分の鋼矢板の打ち込みということでクレーンとか立っていたと思うんですが、そちらが8月20日まで工事完了ということで、あと中間くい打ち込みが25日まで完了しています。それでクレーンもう

なくなっているかと思うんですが、今、段取りがえということで、段取りの変更をしまして、今月から10月中頃まで地盤改良工、地盤改良を進めているということで、その後に掘削、躯体工事を進めていくということで、現段階では掘る部分の鋼矢板と中間くい打ち込み、10月中頃までは地盤改良をしているという現状でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういう中で今年度はそのように進むのかなと、それで完了予定というのは平成30年3月までだとなっております。平成30年ということになりますと、落慶法要の部分に重なる年度かなというのがありますね。そうすると、松島で今いろんな事業の計画が進んでおりますが、今震災事業もどうしても落慶法要に町長もその辺心配していると思うんですけれども、これはどうしても落慶法要まで全ての工事が、海岸地区ですよ、終わってもらわないと、終わっていただくような工事をしていただかないとちょっとせっかくいろんな企画を考えているものですから、どうなんでしょうね。これは落慶法要まで、平成30年3月まで間に合うような、大丈夫なんですか。大丈夫にしてください。どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 町発注また町が事業所に委託している浪打浜ポンプ場及び管渠の工事は私も含めて職員一同平成30年3月までは終わらせるということで頑張っております。それで、全体的な話になりますけれども、浪打浜のパーク周辺でございますが、そちらの災害復旧、復興ということで議員各位ご存じかと思うのですが、国道45号の歩道拡幅、県事業になります松島港湾の護岸かさ上げ、あとは松島公園の整備ということと、あとは先ほど申し上げた町の方で下水道の管渠と事業団に委託しているポンプ場の建設があるということで、多々工事がふくそうしている状況でございます。このようなことから各発注者側及び受注者側で工事内容の把握、またふくそうすることから工事の調整ということを図りながら工事を進めていく必要があるということで、県の松島公園管理事務所が事務局となり、ことしの6月2日でございますが顔合わせを含めて国道、県、町、請負業者で会議を開催したところでございます。そのときの会議の中では各工事の工期は平成30年3月までということで全ての発注者側、請負者側も認識して平成30年3月に向けて努力していくということで現段階では全て把握している状況でございます。

今後9月以降第2回の調整会議が開催されますので、改めてその場で私のほうから平成30年3月ということはこの議会でもご質問があったということはお伝えさせていただきたいと思っております。

また、情報提供になりますが、宮城県塩釜港湾事務所、公園管理事務所主催で県事業の港湾、公園事業と国道45号の拡幅工事の住民説明会が8月30日に予定しておりましたが、台風の影響で9月13日火曜日の午後7時からに変更になっています。県主催、国主催ではございますが、町も水道事業所また建設課長も出席して住民説明会を開催するというところでございますので、情報提供させていただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、水道事業所長が答えたとおり国・県が町に来たときに、またこちらが行ったときに一番最初に出てくるのは、このごろ平成30年6月だよなということで確認されますので、そういう意味では国・県・町が三位一体となってくれるものと、そういうことで調整会議をもっていただくようになりましてし、業者間の連絡も密にしてもらっていると、先ほど議会のほうからも大ケヤキの問題がありましたけれども、伐採等、観瀾亭等特別会計の合意もいただきましたので、早速あそこの拡幅工事に入ることなので、そういう歩道の拡幅も含めて、ただ、民間でなかなか首を縦に振ってくれない方が何軒かありますけれども、根気強くお話しかけてできるだけもっと本線の松島駅側まで引っ張ってこられるように、国道の拡幅についてはやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、町長からもこのようにおっしゃっていただきました。十二分にわかっているということでなお、所長、努力しますではなくてしますと、あとできなかつたら腹切りますという気持ちでやっていただければありがたいです。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の色川議員の質問でもう1点ですね。皆さんもう気づいているかどうかかわかりませんが、今月の9月1日から大型車両、日中もできれば有料道路のほうにということで3割引きになっています。9月1日からなので、その辺で通行量調査もしますけれども、こういったデータも含めて平成30年どうするかということも資料に使っていきます。よろしくお願いします。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうから考え方なんではしょうが、今回愛宕地内の枝線工事があって、いただいている資料の2枚目になりますか、標準断面あります。標準断面はかつては既設の道路幅員が狭いということでボックスカルバートが2連で600掛ける600と1,100掛ける1,100の2列で入ってい

て、その下にたまたま見ると水道管、ダクタイル鋳鉄管なのかD I P 200というのが入っています。600のボックスの下に真下に入っているように断面では描かれています。

例えば縦断的にはどのように法線的に重なっているかわかりませんが、もし道路の拡幅等の計画の中にたまたま今回污水管布設をやられるとなれば水道管はその上のほうに配管的にはなるものと理解していますから、そういうことになれば当然こういう機会を捉えて布設がえをされてはどうかというふうに思うわけですが、そういう考え方についてはどうでしょうか。今後こういうことがたびたび起きてくるということであればこういう機会に布設がえを予定されたら経費的なことも踏まえて安価にできるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 確かに赤間議員言われるように道路幅員が狭かったと、それでボックスの下に入っているということを含めて今回の道路拡幅に伴って下水だけではなくて上水道も布設がえしたほうがいいんじゃないかということのお考えはあるかと思えます。この辺につきましては、予算の関係もございまして、水道事業所内では対応できる部分もあるか、それとも局部的に何かあった場合に対応できるか、その辺は検討させて、下水道工事で合わせてできるものはしていくということで検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 口径を見ますと、たまたま水道管のほうは同じく200ですね。これは導水管になっているのかどうかわかりませんが、かなり太い管なんだろうと、一夜にして切り回しというのは今の技術でいえばそう難しい技術ではない状況、それからオープン開水路で開いてカットして布設、污水管200を入れるということですから、これについてもそんなに難しくないと、やはり機会を捉えてこういったことを想定に入れながら仕事を進めていただくという着目点というか、見方が大事なんだということを理解してほしいと思えましたので、あえて質問させていただきました。今後の考えに入れてほしいと思えます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この工事そのものが何で今なんだということで、実は水道事業所長が来たときにこの予算をどうして今やらずにやらないんだということで、逆に所長のほうから今赤間議員が言われたとおりの言葉で今だからこそこの場を借りてやらないとあとできないよというのが彼の持論で、実はここに来るまでずっともんだ随分したんです。私はやりた

くないと、やらなくていいのではないかと、最初言ったことあるんですよ。ものすごく金額が高かったのもっと下げろと、もう少しやり方を考えたらどうだということで、ちょっと乱暴な言い方になりましたけれども、大分当初の予算から施工方法を見直しをしていただいてここまで来たということの経過がございます。それ以上あれば。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほど赤間議員が言ったボックスが2つ入っていて片方の小さいほうに水道管が入っているよと、せっかく下水道掘るんだから下、下水、上、上水にすればいいだろうと、通常はそういうやり方しますが、この標準横断面見ていただくと小さいほうのボックスというのは、全路線に入っているわけではなくて、向山ポンプ場から20メートル間だけなんです。あとはずっと定位置に水道管が入っているということがあるので、その辺があって今回上水には手をつけないという考え方なので、今水道事業所長もその辺踏まえて検討するということではありますが、入っているところはわずか20メートル間であるということはお理解いただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第83号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第84号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第84号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。
討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第84号平成28年度松島町水道事業会計補正
予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月6日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後1時56分 散 会